スポーツ審議会運営規則の一部改正(案)について

令和元年5月15日

1. 概要

スポーツ審議会における意思決定を迅速に行う必要がある場合などに備え、持ち回り審議に関する規定を設けるものである。

2. 改正内容

スポーツ審議会運営規則第2条第2項を新設し、会長が審議会の会議を招集する場合において、「審議会の会議を開く暇がなく、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認められるときは、持ち回り審議とすることができる」こととする。

スポーツ審議会運営規則(案)

スポーツ審議会決定平成二十七年十二月二十四日

令和元年 月 日一部改正

スポ ーツ審議会令(平成二十七年政令第三百二十九号) 第九条の規定に基づき、 スポーツ審議会運営規 뗈

を次のように定める。

(趣旨)

第一条 スポーツ審議会(以下「審議会」という。)の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、

スポーツ審議会令(以下「令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 前項の 場合において、会長は、審議会の会議を開く暇がなく、 合議によらないことをもって審議会の運

営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回 り審

議とすることができる。

(部会)

第三条 部会の 名称及び所掌事務は、 会長が審議会に諮って定める。

- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第五条第六項の規定に基づき、 審議会があらかじめ定める事項については、 部会の議決をもって審議

会の議決とする。

4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、 部会長は、 速やかに、会長にその議決の内容を報

告しなければならない。

5 前各項に定めるも の の ほ か、 部会の議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、 部会長が部会に

諮って定める。

(会議の公開)

第四条 審議会の会議は、 公開して行う。ただし、 特別の事情により審議会が必要と認めるときは、 この限

りでない。

2 審議会の会議の公開 の手続その他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、 別に会長が審議会に諮って

定める。

(利益相反)

第五条 委員は、 スポー ツ振興投票の実施等に関する法律 (平成十年法律第六十三号) 第三十一条第三項、

独立行政法人日本スポ] ツ振興センタ 一法 (平成十四年法律第百六十二号) 第二十一条第二項及びスポ

ツ基本法 (平成二十三年法律第七十八号) 第三十五条の規定により審議会の権限に属させられた事 項 う う

ち、 自己、 配偶者若しくは三親等以内の親族又は自己の関係する法人若しくは団体等に関する案件につい

ては、審議に参加することができない。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもの 0) ほか、 審議会の議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長

が審議会に諮って定める。

附 則

この 規則 は、 審議会の決定の 日 (平成二十七年十二月二十四日) から施行する。

附則

この規則は、 審議会の決定の日 (令和元年 月 旦 から施行する。

○ スポーツ審議会運営規則 新旧対照表

2 第二条 することができる。 と認めるときその他正当な理由があると認めるときは、持ち回り審議と よらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがない 前項の場合において、 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。 会長は、 改正案 審議会の会議を開く暇がなく 合議に 第二条 (新設) 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。 現行

(傍線部分は改正部分)